

教 総 第 7 6 2 号
令和4年(2022年)7月1日

各 道 立 学 校 長
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 様
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育庁総務政策局総務課法制・公務管理担当課長 大河内 秀 敏

教職員によるわいせつ事故の根絶に向けた校内体制の整備について(通知)

北海道教育委員会では、教職員による不祥事の未然防止に向けた対策を進めるため、「教職員による不祥事の根絶に向けて『学校におけるわいせつ事故防止方策』(以下「防止方策」という。)を策定し、令和4年3月31日付け教総第5057号当職通知により通知したところです。

この度、防止方策における取組である「6 学校単位での取組」の一環として、わいせつ・セクハラ事案等の早期発見に向けた校内体制を構築する上で有効と思われる校内委員会の設置要項及び活動計画について例示しますので、校内委員会設置を検討する際の参考としてください。

記

● 校内委員会設置の理由

不祥事防止対策には特効薬がなく、粘り強く対策を講じ、また、研修を重ねていくことが大切であるという認識の下に、

- ・ 若手教職員には社会人としての常識や教育公務員としての法の理解を促すために適切な内容の指導、研修が必要であること
- ・ 教職員個々が抱える悩み事などを同僚に相談できて、職員同士がお互いに理解し守り合えるためには、職員間の信頼関係の構築が必要であること

などから、今まで、管理職から一方的に指導されてきた不祥事防止対策について、若手教職員が企画・立案に参画するなど、不祥事防止対策の抜本的見直しとして、学校に不祥事防止委員会(服務規律委員会、校内倫理委員会、コンプライアンス委員会など)を設置し、主に管理職が行っていた指導や研修から教職員が参画した取組への転換を図ることで、教育公務員としての自覚を高めるとともに、コンプライアンス意識の醸成を図ることを目的とするものです。

(職員公務管理係)

例 示

北海道〇〇高等学校不祥事防止委員会設置要項

サービス規律委員会
校内倫理委員会
コンプライアンス委員会

(目的)

第1条 本校におけるコンプライアンスの状況を把握し、職員のサービス研修を企画・実施の上、職員による不祥事を未然に防止するとともに、法に反する行為があった場合すみやかに対応するため、不祥事防止委員会を設置する。

(定義)

第2条 本要項におけるコンプライアンスとは、本校職員が、職務遂行にあたって、関係法令や校内規定及び学校経営計画を遵守することをいう。

(構成)

第3条 不祥事防止委員会は、校長、教頭、事務長、主幹教諭、教務主任、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の〇名をもって構成する。

(招集)

第4条 不祥事防止委員会は、校長が招集し主宰する。

(活動内容)

第5条 不祥事防止委員会は、不祥事をなくすために次のことを行う。

- (1) 不祥事防止に係る取組みについて協議
- (2) 研修プログラムの企画・実施
- (3) 教員相互による不祥事防止のチェック
- (4) 関係機関との連携

(庶務)

第6条 不祥事防止委員会の記録等の庶務は、不祥事防止委員会会議で定めるところにより処理するものとする。

(通報)

第7条 教職員は、違法行為等の不祥事（以下「不祥事等」という。）を知ったときや不祥事等発生のおそれがあるとき、また、不祥事等発生後に適切な措置を執らないために事態の悪化を招くおそれが生じた場合、速やかに管理職員または不祥事防止委員会に通報しなければならない。

第8条 校長は、不祥事等を認知した場合、直ちに北海道教育委員会及び関係機関に報告する。

(雑則)

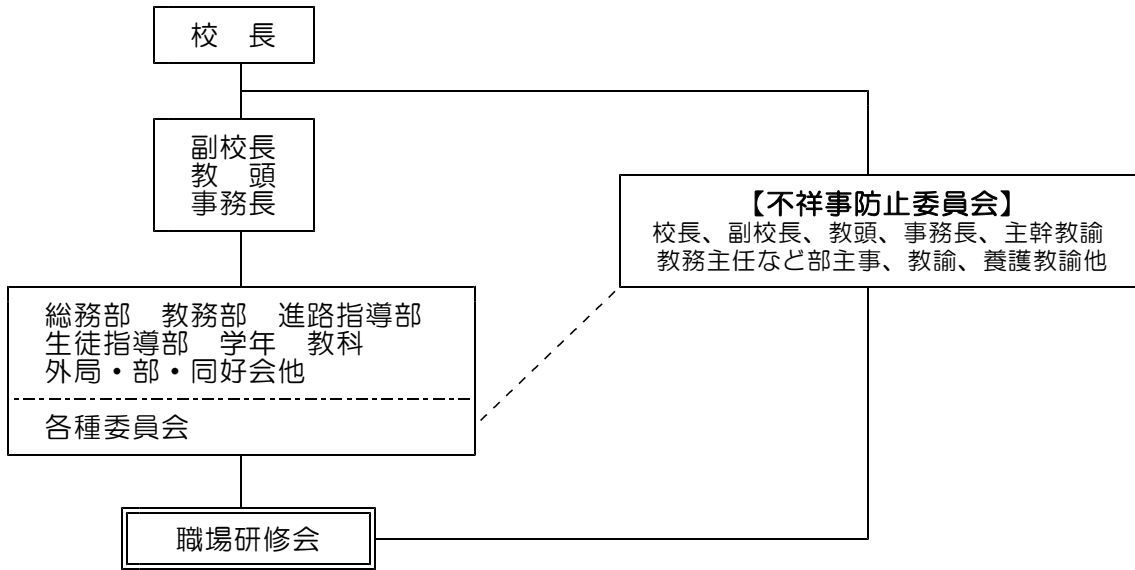
第9条 この要項に定めるもののほか、不祥事防止委員会の運営について必要な事項は、不祥事防止委員会会議において定める。

附則 この要項は、令和4年7月1日から施行する。

例 示

不祥事防止委員会年間行動計画・研修計画

【組織図】



【不祥事防止委員会の年間活動計画】

- ① 重点目標
- 法令遵守
 - 職員研修の充実

② 年間行動・研修計画

月	委員会の活動内容	服務研修等の内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○不祥事防止委員会運営計画 <ul style="list-style-type: none"> ・年間研修計画の作成 ・校務運営規程等の確認 ○4月服務研修計画 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理、会計管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○マイカークラブの発足（総務部） <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全宣言 ○個人情報（教務部） <ul style="list-style-type: none"> ・学校管理帳簿、家庭調査票、肖像権等の取扱い確認 ○会計管理（事務） <ul style="list-style-type: none"> ・諸会計の適正処理
5月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンス確立月間 <ul style="list-style-type: none"> ・管内コンプライアンス確立会議 ・全体研修 ・個別研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委資料「教職員の不祥事防止のために（一般職員用）」や全道コンプライアンス確立会議配付資料を活用（総務部） <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握、分析 ・教職員一人一人に求められていることの確認 ・組織的な対応について
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○7月服務研修計画 <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転の根絶 ・わいせつ事故防止 ・体罰、ハラスメント防止 ・窃盗、金銭事故防止ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教育長通達「教職員の服務規律の保持」に基づき、職場研修（総務部） <ul style="list-style-type: none"> ・事例研修
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○8月服務研修計画 <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス 	<ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルス対策（教頭、保健主事） <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス研修（共済組合発行資料を活用） ・「心の相談窓口」の周知、活用
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○9月服務研修計画 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止 ・パワーハラスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の実態と組織的な取組の検証（生徒指導部） <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の様子などの情報交換 ・生徒との定期的な教育相談 ○パワーハラスメント（総務部） <ul style="list-style-type: none"> ・事例研修 ・相談窓口の設置

10月	○10月服務研修計画 ・情報機器の適正な使い方 ・服務管理	○スマートフォン実態と脅威（生徒指導部） ○服務管理（特休、年休）（教頭）
11月	○11月服務計画研修 ・文書、情報の適正管理の徹底	○個人情報の管理（事例研修）（教務部） ○服務管理（懲戒処分と給与）（教頭）
12月	○12月服務研修計画 ・飲酒運転の根絶 ・わいせつ事故防止 ・体罰、ハラスメント防止 ・厳正な勤務時間の管理 ・公務員倫理の保持	○教育長通達「教職員の服務規律の保持」に基づき、職場研修（総務部） ・事例研修 ・ロールプレイ、グループワーク、 討論（体罰、校内わいせつ事故の防止）
1月	○1月服務研修計画 ・会計管理	○会計事務の適正処理（事務） ・学校徴収金の取扱
2月	○2月服務研修計画 ・今年度のまとめ ・来年度の目標、計画	○校長訓辞

※研修には道教委通知等の回覧、管理職からの説明・訓示、人事評価制度における個別面談を含む。